

発議案第1号

天理市議会委員会条例の一部改正について

標記の件につき、別紙のとおり地方自治法第112条及び天理市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和6年3月21日提出

天理市議会議員	鳥山淳一
〃	市本貴志
〃	鈴木洋
〃	内田智之
〃	寺井正則
〃	山田哲生

天理市議会委員会条例の一部を改正する条例

天理市議会委員会条例（昭和32年3月天理市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「及び所管は」を「、委員の定数及び所管は」に改め、同項第1号中「総務財政委員会」を「総務財政委員会 6名」に改め、同項第2号中「文教厚生委員会」を「文教厚生委員会 5名」に改め、同項第3号中「経済産業委員会」を「経済産業委員会 5名」に改め、同条第3項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に在任する常任委員は、その任期満了の日までの間に限り、なお従前の例により在任するものとする。